

意見書案第 3 号

子ども医療費助成事業に対する県費補助の改善を求める意見書案

上記の意見書案を次のとおり福岡市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成27年6月30日

福岡市議会

議長 おばた 久 弥 様

提出者 福岡市議会議員

中島 まさひろ

打越 基安

山口 剛司

三角 公仁隆

田中 しんすけ

橋田 和義

飯盛 利康

とみなが 正博

倉元 達朗

落石 俊則

阿部 真之助

楠 正信

森 あや子

中山 郁美

田中 丈太郎

子ども医療費助成事業に対する県費補助の改善を求める意見書

本市では、子どもの保健の向上と福祉の増進を図るため、保険診療の自己負担分に係る医療費の助成を行っていますが、近年の厳しい財政状況において、事業の継続に当たり、その財源確保は喫緊の最重要課題の一つとなっています。

福岡県においては、県内の市町村が実施する乳幼児の医療費助成事業を対象に県費補助を実施し、県民の福祉の増進に寄与されているところですが、本市及び北九州市については、現在、他の市町村と比べ低い補助率となっています。

また、特別支援学校については、法律で県に設置義務があるにもかかわらず、市内10校のうち8校は福岡市が設置・運営していることや、身体・知的障がい者の医療費はいまだ県費補助の対象外となっていること、このほか、市営渡船事業、文化財保護事業を始めとする県内の他の市町村と政令指定都市との不均衡な取扱いが存在することは問題があると言わざるを得ず、本県の政令指定都市に住む県民に等しく受益が及ぶよう、早急な改善が求められます。

このような中で、去る6月24日の県議会において、県知事は、乳幼児医療費支給制度の拡充について、「助成対象年齢を小学6年生までとすることを基本とし、平成28年度中の実施を目指す」との答弁をされましたが、これに伴う本市の新たな財政負担は、現状の4分の1の県費補助では約15億円となります。

よって、福岡市議会は、福岡県が、乳幼児医療費支給制度を拡充するに当たっては、政令指定都市において既に実施している助成内容を含め、県制度の拡充部分については、全て県費補助の対象とされるとともに、政令指定都市に対しても県内の他の市町村と同様の補助率で速やかに実施されるよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成 年 月 日

福岡県知事 宛て

議 長 名